

議 長  
確認印

総務文教常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 27 年 9 月 10 日 15 : 20 閉会 平成 27 年 9 月 10 日 16 : 15
2 場 所	委員会室
3 出席委員	藤田高志、鈴木茂、鈴木孝則、鈴木幸江、大縄武夫、小林達信、鈴木道男
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 説明員	町民課長 斎藤隆之
8 付議事件	第 1 陳情の審査（陳情第 25 号） 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情 陳情者 福岡県行橋市 小坪慎也 第 2 閉会中の継続審査について
9 議事の経過	<p>鈴木茂副委員長開会</p> <p>小林達信委員長：あいさつ</p> <p>（1）外国人の扶養控除制度について</p> <p>委員長：町民課長に説明を求める。</p> <p>町民課長：所得控除には基礎控除、扶養控除、生命保険料控除等 14 種類がある。このうち、扶養控除についてその適用状況について会計検査院から指摘があり国は法改正を行った。陳情内容は、法改正以前の状況に対して問題を指摘しており、今回の法改正でも解決には至らないとしている。</p> <p>まず、扶養控除制度について説明する。</p> <p>（詳細説明省略）</p> <p>次に、会計検査院の指摘内容について説明する。今回の問題は、所得税の申告にあたって控除対象扶養親族の要件を満たしていることの証明書類の添付を義務付けていないことによる。各税務署は国内に居住する扶養親族に対しては証拠書類の調査などで確認をしているが、国外に居住する扶養親族に関しては納税者の協力のもと確認できる書類の提出等を求めるにとどまっている。このため、扶養控除額が 300 万円以上の納税者一人当たり控除対象扶養親族の人数は国内居住者より国外居住者の方が圧倒的に多いという状況となっていた。（以下省略）</p> <p>このため、制度改正を検討すべきとの指摘があった。</p> <p>これを受け平成 27 年度税制改正により控除対象扶養親族を証する書類の厳格が図られ、平成 28 年 1 月 1 日適用となる。</p> <p>陳情内容は外国人と限定しているが、法律では日本人と外国人の区分けはしていない。</p> <p>埴町の実態を説明する。</p> <p>100 万円以上控除者は 125 人、うち 200 万円以上は日本人 3 人である。</p> <p>このうち外国人は 8 人。このうち 3 人の扶養が 1 人、4 人が 3 人、5 人が 4 人である。</p>

陳情内容につてふれる。

この陳情では外国人の扶養控除の見直しとしている。控除対象扶養親族を無尽蔵に申請できる制度を改めるべきとのことであるが、すでに申請の厳格化は制度改正されている。

また、採択を求める意見書の内容であるが、「26人を扶養親族としている例がある」と記載されているが、町では確認はできていない。意見書の中で扶養親族の確認が不十分と指摘しているが、これは法改正で厳格が進められることとなっている。「課税額を算定基礎とする国民健康保険税・・・」と記載しているが、国保、介護については基礎控除のみ反映している。扶養控除とは関係なく算定されるものでこの記載は誤りと言わざるを得ない。この陳情の主眼は、外国人の扶養控除制度廃止を訴えたものになっていると考えられる。したがって、この陳情を本町にあてはめれば、先ほど説明した8人の外国人の扶養控除は0とすることになる。なお、外国人が日本人となるためには時間がかかる。日本に住み始めたからといってすぐ日本人になるわけではない。

委員長：質疑はあるか。

鈴木（孝）委員：陳情は原則廃止などとしている。「など」が入っている。陳情者は保守系の方のようだが外国人排斥とは言っていない。日本人と外国人の格差を是正すべきと主張している。意見書は案としているので修正することはできるのか。

委員長：修正はできる。

鈴木（孝）委員：格差是正は必要である。多くは、中国やフィリピンからの方であろう。悪質なものもあるとすれば是正は必要である。上限の設定などあってもいいと思う。あまりにも差がありすぎると思う。廃止は反対するが格差の是正は必要。

藤田（高）委員：陳情資料に「税理士による当制度の悪用を助長する広告が蔓延」とあるがこのようなことはあってはならない。これらに対しての指導は入っているのか。

町民課長：承知していないが、埴町の該当者に関しては税理士を通した申告ではない。

委員長：200万円以上控除を受けるとはどういうことか。

町民課長：個別には承知しないが、様々な控除制度がある。

（「基礎控除は38万、学生などは50万、障がい者等は78万など様々あるので可能性はある」という人あり。）

鈴木（孝）委員：埴町には悪用者はいないとしても全国にそのようなことがあるとすれば議会として対応すべきことである。

委員長：説明員の質疑がなければ退席していただく。

（町民課長退席）

## (2) 委員間討議

委員長：討議を始める。

鈴木（孝）委員：案は問題がある。そのままだわけにはいかない。会計検査院の指摘に対しての対策としては不十分である。扶養親族の確認がこの制度で確保できるとは思わない。

意見書案については賛成できない点があるので、意見書として出すためには修正したほうがよい。

鈴木（幸）委員：不正がどこで是正されるのかわからない。しかし、外国人日本人とも公平で

なければならない。

大縄委員：意見書内容を変えないと賛成はできない。

鈴木（茂）委員：同じである。

(4)採決 ・採択・不採択・一部採択・継続審査

委員長：これまでの議論からすると一部採択ということによいか。意見書を提出することにしたいが。

事務局：どの点を採択するのか明らかにすべきである。

委員長：全部採択であれば。

事務局：全部となれば、先ほど町民課長が指摘した意見書案に対しての疑義に関してどう考えるのかである。このまま採択ということは、その疑義に対して議会はどうかを明らかにすべきである。

また、この陳情はここに示した案を採択してほしいということである。したがって、意見書に関しては賛成できない委員が大勢いる中で採択はありえないと思う。

鈴木（孝）委員：意見書に問題がある以上はこのまま採択できない。また、制度を改正したばかりで適用していない。その状況を見て是正されないようであれば意見書とすることでもよいと考える。

議長：この問題はすでに法改正されている。その内容を見定めてからでもよいと思う。

委員長：再度決を採る。採択に賛成者は。

（なし）

委員長：不採択とする。

（異議なし）

## 第2 閉会中の継続審査について

委員長：調査内容について意見はあるか。

委員長：町では、焼酎づくりの調査にあたっているが薩摩酒造跡地の視察及び今後の利用について確認することによいか。

大縄委員：その奥に水源地がある。

事務局：水道事業用地であるので経済厚生在所管になる。

鈴木（幸）委員：薩摩酒造については承知した。先に調査した SNS について中途半端になっていないか。鮫川では地域で対応する動きがあるという。

鈴木（茂）委員：2回実施して問題ないとされた。蒸し返すようなことになる。調査の必要はないと思う。それよりは、子育て支援がうまくいっているかの確認の方がよいと思う。

鈴木（幸）委員：蒸し返すわけではない。

鈴木（孝）委員：SNS 調査は時間をおいてからでよい。特産品の開発についてじっくり取り組むのがよいと思う。先例として、鮫川では焼酎を特産品としている。

（今回 SNS 調査はしないとの発言多数。）

大縄委員：PTA の認識の問題である。仮に問題があってもそれを PTA に持っていくことはできない。

鈴木（幸）委員：よい教育環境をつくっていきたいという思いで言っている。

委員長：継続審査は焼酎特産品の開発に関することに決定した。

委員長：これで、議事を終了する。総務文教常任委員会を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務文教常任委員会 委員長